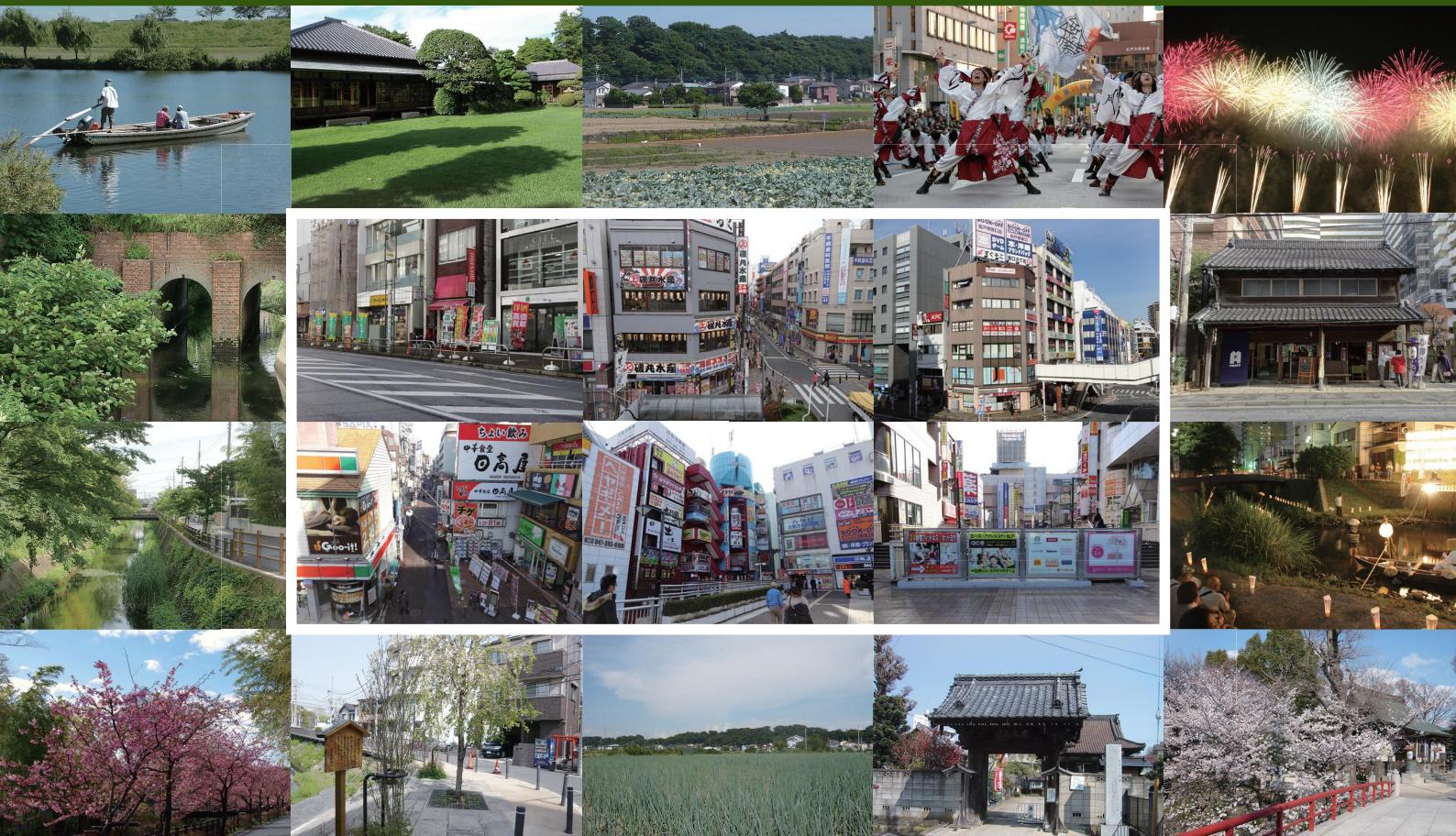


松戸駅周辺地区「風景サイン」づくりの推進に向けて 風景サインでまちの魅力を伝えよう

平成30年3月 松戸市



1 「風景サイン」とは

看板や広告塔、のぼり旗などの「サイン」には、店舗や商品の所在を的確に表示するとともに、その魅力を発信する役割が求められています。

一方、ネット社会といわれる今日、実際にお店に入り、商品を手にとって頂くためには、まずまちに来て頂くことが必要になり、その動機付けとしてまちそのものに魅力があることが大切です。

個々の所在や魅力ばかりでなく、まちの風景のひとこまとして、まちの魅力づくりにつながるようなデザインが「サイン」にも求められています。

このガイドラインでは、個々の魅力とまちの魅力を両立して伝える優れた広告物や表示物を「風景サイン」と名付けます。



2 サインの現状とこれから

松戸駅周辺地区の風景

- 松戸駅周辺は、古くは松戸宿として、また昭和30年代以降は東京の衛星都市として急速に都市化が進み数多くの店舗が建ち並ぶなど、松戸市随一の商業地として栄え、にぎわいのある街の風景が形成されています。
- また、旧水戸街道沿いには歴史ある寺社や商家などが点在するほか、国の重要文化財や名勝にも指定された戸定邸などがあり、松戸まつりや松戸花火大会などのイベントが開催されるなど、市外からの訪問客にとっても、松戸の風景を印象づける重要な拠点となっています。



まちの魅力とポテンシャルを活かして

- 松戸駅周辺ではまちづくり基本構想に基づいて新たなまちづくりが促進されるとともに、松戸駅や西口ペデストリアンデッキの改良など、具体的な事業も進んでいます。
- 松戸の街がもっている古くからの魅力いかしつつ、周辺の歴史や自然、多彩なイベントなど街の活性化につながるポテンシャルを活かして、さらに魅力あるまちづくりを進めていくことが大切です。



風景サインを増やしていきましょう

- 現状、松戸駅周辺には多数のサインが掲出されていますが、個々の存在をアピールするための表現が目立ち、必ずしも街の魅力を存分に伝える要素には至っていません。
- 住んでみたい・訪ねてみたい、買い物をしたい・美味しいものを食べたいと感じていただける魅力的な街をつくり出すためには、皆さんのが一丸となって景観まちづくりに取り組む必要があります、サインはその重要な演出手段のひとつです。
- 建築物の新築や改修、テナントの更新やサインの付け替えなどの機会を逃さず、個々の魅力と街の魅力を両立して伝える「風景サイン」を増やしていきましょう。づくりを進めていくことが大切です。



3

千葉県屋外広告物条例の概要
サイン掲出のルール

サインの掲出にあたっては、まちの景観や安全を守ることを目的として定められた「千葉県屋外広告物条例」によるルールがあります。ここでは、千葉県屋外広告物条例のうち、松戸駅周辺地区に係る代表的な基準等を抜粋して紹介します。

禁止広告物…以下の広告物は設置できません

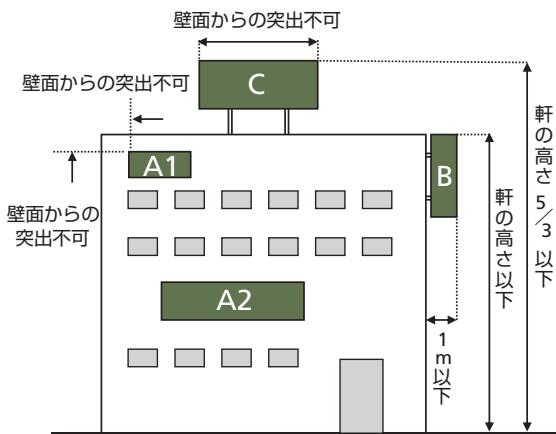
- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・交通の安全を妨げるおそれのあるもの

許可基準・共通基準…以下の基準を満たす必要があります

- ・地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。
- ・蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は、交通の安全を妨げるものでないこと。

許可基準・個別基準（代表的なもの）…詳しくは、屋外広告物のしおり（千葉県）などを参照して下さい

■建築物等に表示し又は設置する広告物等



○壁面利用広告物 (A1、A2)

- ・1 壁面につき、壁面面積の 1/5 以下
- ・壁面から突き出し不可
- ・窓その他の開口部をふさがないこと（広告幕を除く）

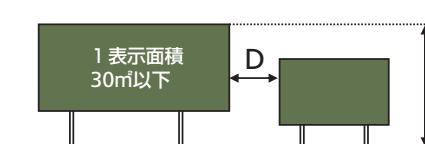
○突き出し広告物 (B)

- ・突出幅は 1m 以下
- ・広告物の上端は軒高以下

○屋上広告物 (C)

- ・壁面最大投影面積の 1/5 以下
- ・広告物の上端の高さは軒高の 5/3 以下
(軒高の 5/3 < 10 m の場合、10 m 以下)
- ・壁面から突き出し不可

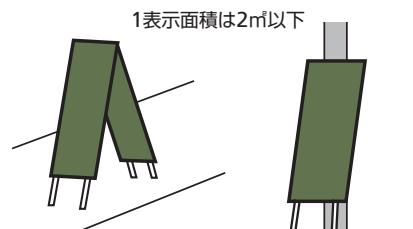
■建築物等から独立した広告板等



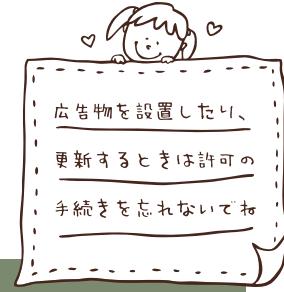
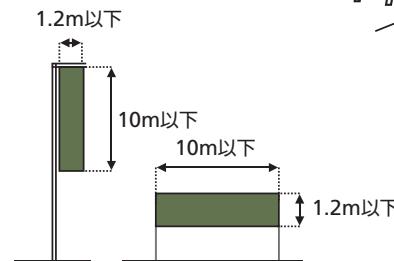
- ① 1 表示面積は 30m²以下
 - ② 上端の高さは 15 m 以下
 - ③ 広告物相互間距離 (D) は、5 m 以上
- ただし、自家用広告物以外は
- ・道路の路肩から側方へ 20 m 以内の区域において、
1 表示面積 10m² を超えるものは D ≥ 50 m
 - ・鉄道等から側方へ 100 m 以内の区域において、
1 表示面積 10m² を超えるものは D ≥ 100 m
- ④ 自家用広告物以外の広告物について、
鉄道等までの距離は 100m (商業地域にあっては 20 m) 以上



■立看板

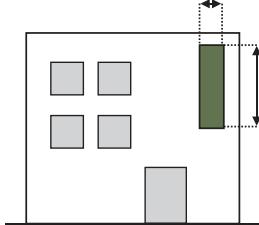


(2)旗、のぼり及び横断幕



■広告幕

(1)広告幕(懸垂幕) 1.5m以下



広告物等を表示・設置する者の義務…設置者や管理者には次の義務があります

許可の表示—許可を受けた広告物等には、所定の帳票等を表示して許可を受けたことを表示しなければなりません。

管理義務—設置者や管理者は、広告物の補修や管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

大規模な広告物等の管理—一定規模を超える屋外広告物等については、管理者（有資格者）をおかなければなりません。

除却義務—許可期間が終了したときは、広告物を除却し、その旨を許可権者に届け出なければなりません。

更新許可申請—許可期間満了後も広告物を表示、設置しようとするときは、更新許可を受けなければなりません。

詳しくは、松戸市役所 街づくり部 都市計画課までお問い合わせ下さい。

4

松戸市景観計画「屋外広告物の表示、掲出に関する指針」の解説 1

周辺に配慮した節度ある規模やデザイン

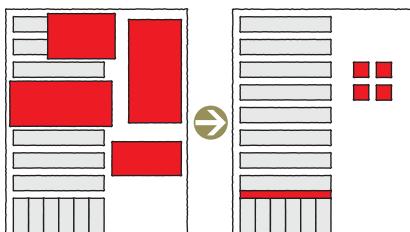


来訪者に圧迫感を与えない大きさや高さとしましょう

- 過度に大きい広告物や高い位置に覆いかぶさるように設置された広告物は、来訪者に圧迫感を与える要因になります。
- 広告物の面積や位置は、情報を伝達するために必要な程度とし、過大な広告物が多数設置された現況を改善しましょう。



→広告物の表示面積を抑え、建築物の壁面に適度な空間を設ける。



壁面のサインを小さくまとめ、外壁にゆとりをもたせました。



建築物とサインを一体化して、リズミカルで楽しい外観をつくり出しています。

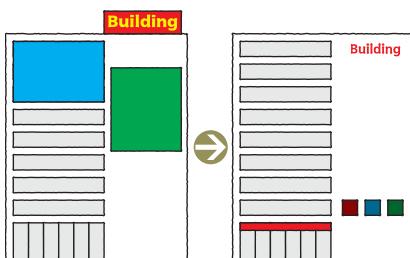
来訪者の視認しやすい位置に効果的に掲出しましょう

- 歩行者の視野は限られており、まちに掲出された全ての広告物が認識されるわけではありません。
- 歩行者の目に入りやすい低い位置に広告物を集約するなど、視覚の特性を踏まえた効果的な表示をしましょう。



→広告物は建築物の低層階(3階以下程度)に集約・設置する。

→高層階の広告物は建物名称など、シンプルな表示内容とする。



サインを低層階に集め、頂部のサインは箱文字としました。



サイン類を3階以下の低層階に集約し、まちにぎわいをつくり出しています。

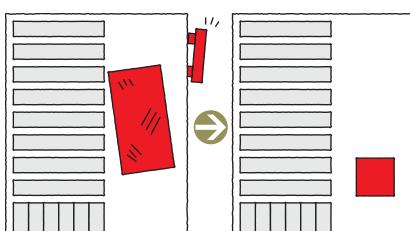
安全性にも配慮し、適切に維持管理をしましょう

- 看板の落下事故を契機に、広告物の安全性にも社会的関心が集まっています。
- 数多くの歩行者が行き交い、多数の広告物が設置された松戸駅周辺では、特に広告物の安全管理が重要です。



→定期的な安全点検や清掃をおこなう。

→汚損した広告物は、改修したり除却する。



劣化が進んだサインは、交換・除却しました。



「オーナーさんのための屋外広告物適正化推進委員会看板の安全管理ガイドブック」



5

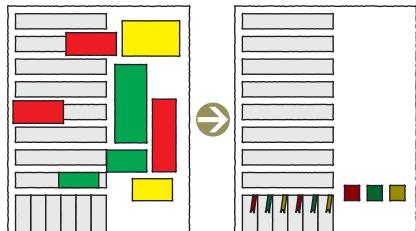
多数の設置は避け、極力コンパクトに集約したデザイン

多数の広告物を反復して掲出することは避けましょう

- 同じ内容の広告物が繰り返し掲出されると、くどい印象を与えるとともに、町中が広告物だらけになってしまいます。
- 同一壁面に数多くの広告物を掲出したり、多数ののぼり旗を並べることを避け、すっきりとしたまち並みを整えましょう。



- 同一壁面に同じ内容の広告物を複数掲出することを避ける。
- のぼり旗は適度な離隔(3m程度)をもたせて掲出する。



サインの数を整理し、見やすく圧迫感のない場所に配置しました。



他都市事例

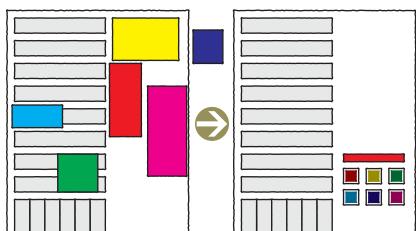
テナントごとに一面のサインを通りの反対からも十分視認できる大きさで表示しています。

デザインや表示内容に秩序をもたせましょう

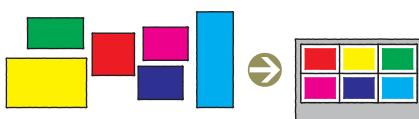
- 多様な情報が規則性なくばらばらに表示されていると、情報が伝わりにくいため、まち並みも混乱します。
- 情報の質や表示位置、デザインなどをそろえ、来訪者を適切に案内・誘導する親切なサイン環境を整えましょう。



- テナントビルなどでは広告物の位置や面積、表示内容をそろえる。
- 広告物を一箇所にまとめ、集約化して表示する。



サインの大きさやデザインをそろえて一覧しやすくしました。



他都市事例

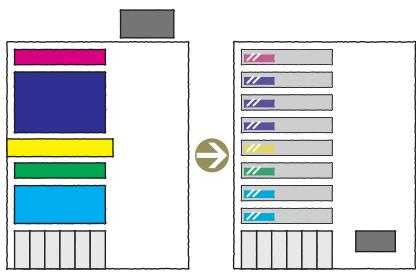
サインの大きさや表示内容、地色などをそろえ店舗の所在をわかりやすく表示しています。

広告物で窓面を覆い尽くしたり、高い位置にデジタルサイネージを掲出することを避けましょう

- 窓面に広告物を設置する場合は、表示面積を抑え、表示位置をそろえるなど、窓面を覆いつくすような表示は避けましょう。
- デジタルサイネージは周辺への影響が大きいため、面積や輝度、点滅などを抑えるとともに、高層階への表示は避けましょう。



- 窓面広告物の表示は、窓面の1/3程度の面積に抑える。
- デジタルサイネージは、高さ10m(3階)以下の場所に設置する。



窓面サインはガラスの内側にサイズをそろえて表示しました。

デジタルサイネージは、1階外壁に設置しました。



他都市事例

サインを設置する窓面を限定しつつ、建築物の外観と調和したデザインで掲出しています。

6

松戸市景観計画「屋外広告物の表示、掲出に関する指針」の解説 3

周囲の街並みや建築物の外観に収まる色彩デザイン



広告物の地色の派手な色彩を多用することを避けましょう

- 鮮やかな色彩は、強い印象を残すのに効果的である一方、来訪者に派手で落ち着きがない印象を与える要因にもなります。
- 鮮やかな色彩はワンポイントで印象的に用いるなど、色彩の効果と景観のバランスを考慮した色使いとしましょう。



→広告物の地色に原色(彩度10超)を用いることを避ける。



他都市事例

落ち着いた色や
素材感を工夫
しました。

立地により色彩を使い分け、地色の彩度を抑える等の配慮で親しみやすい店舗としています。

色数を抑えてわかりやすく表示しましょう

- まちには多数の広告物が、それぞれの色彩やデザインを主張しながら掲出されています。
- 必要以上の色彩を用いることで、雑然とした印象をつくり出さないよう、広告物に用いる色彩を吟味し色数を抑えましょう。



→広告物の色彩は3色以内を基本とする。

→広告物の地色と文字や図版に適度な対比をもたせ、視認性を確保する。



ビル名やテナントサインの色数を抑え、広告幕はすっきりとしたデザインとしています。

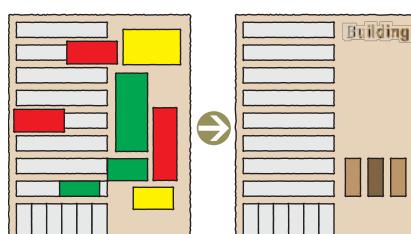
建築物の外観や周囲のまち並みを考慮した配置やデザインとしましょう

- 広告物の色彩は背景となる建築物の色彩や周囲の広告物の色彩との調和を考慮することが大切です。
- 切文字や箱文字など、壁面の色彩や素材感をいかした表示などを採り入れ、建築やまち並みとの調和を図りましょう。



→広告物は背景となる建築物や周囲の広告物と色相などをそろえる。

→切文字や箱文字などの表現を工夫する。



建築物の色とサインの色に
統一性をもたせました。



建築物の外壁に壁面緑化を取り入れ、テナントのサインは箱文字で統一しています。



7

松戸市景観計画「屋外広告物の表示、掲出に関する指針」の解説 4

自然や歴史・文化との調和に配慮したデザイン

景観資源の近くでは落ち着いたデザインを基本としましょう

- 斜面林に近接する場所などでは、自然の彩りが引き立つように、広告物が過度に目立たないよう、デザインを調整することが大切です。



- 落ち着いた色彩を用いたり、自然素材を活かした広告物とする。
- 必要最小限の数や大きさとする。



他都市事例

緑の中で適度な存在感を示すシンプルな木製のサイン

歴史や文化を伝える素材や色彩、書体、照明などを工夫しましょう

- 歴史的な建築物など景観資源に近接する場所では、歴史や文化を伝えるようなデザインを継承し、まち並みとしての連続性や一体感を演出することが大切です。



- 日本の伝統色や木材・布などの素材、和風の書体などを活かす。
- 景観資源が引き立つように控えめの掲示とする。



他都市事例

伝統的な木材や布などの材料を用いながら、地域イメージを反映した店舗外観としています。

8

松戸市景観計画「屋外広告物の表示、掲出に関する指針」の解説 5

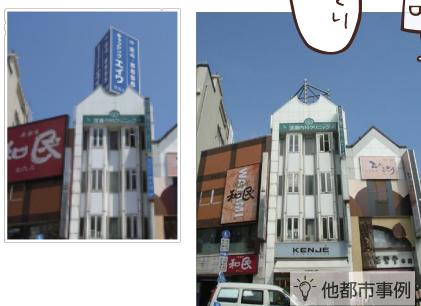
眺望に配慮したデザイン

眺望に影響する場所では屋上広告物の掲出を控えましょう

- 開放感のある眺望や歴史的な景観資源に向けた眺望に影響がある場所では、高い位置に広告物を掲出することを控えることが必要です。



- 眺望に影響を与える場所では屋上広告物の掲出を避ける。



眺望に影響を与える屋外広告物を撤去し、まち並みの開放感を取り戻しています。

高い位置の広告物は建物名称など必要最小限の情報としましょう

- 高い位置に広告物を掲出する場合は、広域への影響を踏まえ、派手な色彩等で企業や商品の宣伝をするのではなく、必要最小限のシンプルな表示としましょう



- 壁面広告物は建物名称など必要最小限の表示とする。



他都市事例

企業名のみのシンプルな表示としています。



素敵なまちの風景をつくりましょう

■ サインを掲出する方へ

- 広告物の掲出を計画するときは、周辺のまち並みや近隣環境に与える影響を考え、風景や安全などに配慮した設置場所やデザイン（大きさ、形態、色彩、素材など）のものとしてください。
- 広告物の掲出に当たっては、屋外広告物条例に基づき許可の申請を行い、掲出できる場所や広告物の大きさ、高さなどの基準を守ってください。
- 車道や歩道上に立看板やのぼり旗を設置することは禁止されています。広告物の掲出に当たっては、歩行者や自動車などの通行上の安全に配慮してください。
- 日ごろから広告物の状態に注意して点検やメンテナンスを行い、安全性に問題のある広告物を放置しないでください。危険な広告物や不要になった広告物は、速やかに除却してください。
- 広告物を製作して取り付ける工事を依頼する際は、千葉県の登録を受けた屋外広告業者に依頼してください。

■ 市民のみなさんへ

- 松戸駅周辺のまち並みをさらに魅力あるものとするために、素敵なサインで街の魅力アップに貢献する事業者、店舗を応援しましょう。
- 市では毎年「松戸市景観表彰」を実施しています。サインも表彰の対象となりますので、街の風景を素敵に彩るサインを見つけ推奨・応募して下さい。



※この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めましたが、印刷による色再現のため、実際のマシセル値とは異なる場合があります。

松戸駅周辺地区「風景サイン」づくりの推進に向けて

松戸景観

発行 _____ 松戸市 街づくり部 都市計画課
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5
TEL. 047-366-1111 (代表)
発行年月 _____ 平成30年3月